

令和7年 第1回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月24日（金）午後1時30分から午後2時31分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (14人)

|    |     |      |
|----|-----|------|
| 会長 | 16番 | 大芦 宏 |
| 委員 | 1番  | 新井 勉 |
| 委員 | 2番  | 川田恒夫 |
| 委員 | 4番  | 石澤和枝 |
| 委員 | 5番  | 齋川英夫 |
| 委員 | 6番  | 小関昭男 |
| 委員 | 7番  | 深澤雄二 |
| 委員 | 8番  | 中島福一 |
| 委員 | 10番 | 松島 明 |
| 委員 | 11番 | 蘆原洋子 |
| 委員 | 12番 | 小久保勝 |
| 委員 | 13番 | 立川幸一 |
| 委員 | 14番 | 澁江修身 |
| 委員 | 15番 | 野村春男 |

4. 欠席委員 (1人)

|    |    |      |
|----|----|------|
| 委員 | 9番 | 小林秀男 |
|----|----|------|

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

|       |           |
|-------|-----------|
| 事務局長  | 高橋利彰      |
| 参事    | 佐瀬浩幸      |
| 農地調整係 | 係長 荻原美江   |
|       | 主査 峯 裕江   |
|       | 主査 安在亮人   |
|       | 主事補 柿沼誠一郎 |
|       | 主事補 島田佳汰  |

## 7. 会議の概要

|      |   |
|------|---|
| 事務局長 | ただいまから、令和7年第1回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。   |
| 議長   | 開会に先立ち、本日の出席委員数を報告してもらいます。事務局長。   |
| 事務局長 | はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届け出のあった欠席委員は、議席番号9番 小林秀男委員の1名でございます。<br>また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。 |
| 議長   | 事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。<br>ただいまから、令和7年第1回佐野市農業委員会総会を開会いたしま                               |

す。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号5番 齋川英夫委員、議席番号10番 松島明委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号のみであります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和7年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

まず、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい

てを議題といたします。事務局に議案第1号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

3条804番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は5km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台を所有、トラクター1台をリースしています。主な経営作物は、米・麦となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は750日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条805番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.05km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、刈払機2台、噴霧器2台を所有しています。主な経営作物は、葡萄となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条806番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は9km、所要時間は20分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しています。主な経営作物は、米・麦・野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は240日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしのこと

3条807番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は9km、所要時間は20分です。大農機具の所有状況等につきましては、806番と受人が同じですので省略します。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしのこと

3条808番 売買による所有権の移転。対価は〇〇万円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台を所有しています。主な経営作物は、米となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は200日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条809番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は6km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、耕耘機2台、ネギ管理機2台、消毒機械2台を所有しています。主な経営作物は、ネギ等野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条810番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、耕耘機2台、田植機3台、コンバイン3台を所有しています。主な経営作物は、米・麦となっております。農作業従事人数は4人、従事日数は700日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条811番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況等につきましては、810番と受人が同じですので省略します。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条812番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.2km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、芋掘機1台、芋植機1台、ツル刈払機1台を所有しています。主な経営作物は、そば・野菜・果樹となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は365日です。検討事項6項目につきましては、6

番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条813番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.2km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況等につきましては、812番と受人が同じですので省略します。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条814番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕耘機1台、田植機1台を所有しています。主な経営作物は、米となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第2号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年1月24日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第2号 4条172番について、調査班お願いします。

調査班

4条172番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、転用目的が一時的な利用に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

議長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。

これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よってそのように決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第3号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年1月24日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第3号 5条1139番と5条1140番について、調査班お願いします。

調査班

5条1139番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1140番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局に議案第4号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和7年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号 非農地548番と非農地549番について、調査班をお願いします。

調査班

非農地548番について報告いたします。願出地の周囲には農地はないため、営農に支障はないと思われれます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われれます。

非農地549番について報告いたします。願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われれます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われれます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号については願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局に議案第5号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第5号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、次のとおり非農地判断をすることについて、意見を求めます。

令和7年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

議案の説明に入る前に非農地判断について説明させていただきます。毎年、委員の皆様には8、9月に農政課・農業委員会事務局の職員と農地パトロールを実施していただいておりますが、パトロールの時に確認した耕作放棄地の中で、その土地が森林の様相を呈している場合や、土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合には、農地法で定める農地に該当しないものとして、農業委員会の職権により農地ではないと判断することができるとされており、このことを非農地判断と言います。これに該当する農地は、パトロールで判定 オ としていただいた農地になります。

なお非農地判断をした農地につきましては、農業委員会が管理する農地台帳から外すとともに、所有者に対して非農地通知を送付します。非農地通知を受け取った所有者は、法務局で登記簿の地目を農地以外の現況にあった地目に変更していただくこととなります。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(澁江 修身委員 挙手)

澁江委員どうぞ。

14番  
澁江委員

このような取り組みは結構ですが、地主さんは了解していらっしゃるのですか。

議長

事務局、お願いします。

事務局

今回、総会にかける前に、所有者の方に非農地判断をすることに対して確認をとっております。意見があればこちらに伝えていただくよう通知

を出して、ご連絡はありません。

議 長

松島委員、現地確認をしていただいているようですが、何かございますか。

10番  
松島委員

12月23日に小林委員と、横塚推進委員と3人で現地を確認してきました。徒歩で行けるところまでは山の中に入りまして、この辺かなということで現状を確認しています。ほとんど全部が山林状態であって、足が入れないような場所になっています。ここまでという形で杭が打ってある状態ではない、ほとんど山林というか山という形で、人が入れるような状態ではなくて、仮に農地に復元するとなれば、そこまでの道をまず作って、重機を入れないととても復元など出来ないという状況でした。現地まで行けないところは、航空写真での確認をいたしました。非農地判断ということができるのであれば、その方が良いのかなと感じています。

議 長

ありがとうございます。  
他に質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。議案第5号について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号については承認することに決定いたしました

次に、議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案第6号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和7年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

利用権設定関係の22番について、議席番号12番 小久保勝委員が、議事参与の制限に該当します。

22番について審議します。

小久保勝委員の退室をお願いします。

(小久保委員 退室 14:23)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係の22番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって利用権設定関係の22番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

小久保勝委員の入室をお願いします。

(小久保委員 入室 14:24)

次に利用権設定関係の38番について、議席番号11番 穂原洋子委員が、議事参与の制限に該当します。

38番について審議します。

穂原洋子委員の退室をお願いします。

(穂原委員 退室 14:24)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係の38番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって利用権設定関係の38番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

蘆原洋子委員の入室をお願いします。

(蘆原委員 入室 14:25)

次に利用権設定関係の54番と62番について、議席番号2番 川田恒夫委員が、議事参与の制限に該当します。

54番と62番について審議します。

川田恒夫委員の退室をお願いします。

(川田委員 退室 14:26)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係の54番と62番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって利用権設定関係の54番と62番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

川田恒夫委員の入室をお願いします。

(川田委員 入室 14:26)

次に、利用権設定関係の22番、38番、54番、62番以外の案件及び、所有権移転関係について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係の22番、38番、54番、62番以外の案件及び、所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第6号利用権設定関係の22番、38番、54番、62番以外の案件及び、所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案第7号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和7年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第7号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第7号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました、農地法第4条及び第5条申請に係る意見聴取（令和6年12月分）に対する回答についてをご覧ください。令和6年第12回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、他法令との調整のうえ会長専決にて許可書を交付したことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和7年第1回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時31分閉会